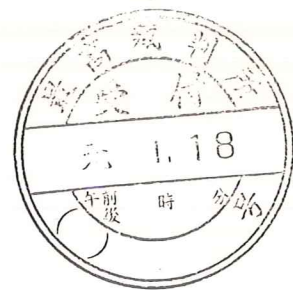


副本

昭和六三年(才)第四三六号メモ採取不許可国家賠償請求上告事件



弁論要旨

被上告人 国

昭和六三年(才)第四三六号メモ採取不許可国家賠償請求上告事件

上告人 ローレンス・レペタ
被上告人 国

昭和六三年一月二五日

被上告指定代理人

岩 佐 善 巳



最高裁判所大法廷 御中

一 本件は、民主主義社会において法の支配を實現しこれを貫徹する上で極めて重要な使命を果たしている裁判制度に関するもので、その裁判の中枢ともいふべき訴訟行為の行われる場としての法廷において、裁判長が傍聴人であった上告人に対しメモを採ることを禁止した措置の適否をめぐって争われている国家賠償請求事件である。最高裁判所が、適正な訴訟運営の實現と表現の自由や「知る権利」、裁判の公開原則等の憲法上の原理との関連についての重要な法律上の論点を含む本件訴訟を大法廷において審理することとされた本弁論において、被上告人は、特に五点について述べるものである。

二 第一点として、憲法二一条一項の保障する表現の自由に内包されている「知る権利」に傍聴人が法廷でメモを採る権利が含まれていないこと、仮に含まれているとしても、裁判長が傍聴人に対し法廷でメモを採ることを制限した措置が適法であることについて述べる。

1 上告人は、傍聴人が法廷でメモを採る権利は、憲法二一条一項の保障する表現の自由に内包されている「知る権利」に当然含まれると主張する。

しかし、上告人が援用する最高裁判所大法廷昭和四四年一月二六日決定は、報道機関が撮影した取材フィルムを刑事裁判の証拠に使用する目的でされた提出命令の適否が争われた事案であって、「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に参与するにつき、重要な判断の資料を提供

し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法二一条の保障のもとにあることはいうまでもない。また、このような報道機関の報道が正しい内容をもつためには、報道の自由と共に、報道のための取材の自由も、憲法二一条の精神に照らし、十分尊重に値いするものといわなければならない。」と判示している。この決定においては、報道機関の報道及び取材の自由と憲法二一条の保障する表現の自由との関係が主たる争点となつたものであり、「知る権利」の性質、内容、範囲等が直接憲法上の争点となつたものではない。このため、報道機関の報道の自由は国民の「知る権利」に奉仕するものとして、憲法二一条の保障の下にあり、また、取材の自由は憲法二一条の精神に照らして

十分尊重に値する旨を、抽象的かつ一般的に説示するにとどまっているのであって、この決定の説示する「知る権利」から、直ちに、「知る権利」の具体的内容、権利の及ぶ範囲、保障の程度等が明らかになるものではないのである。

2 上告人は、「知る権利」が裁判に対しても及ぶことは明らかであり、「知る権利」には傍聴人が法廷でメモを採る権利が当然に含まれていると主張する。

しかし、憲法上公開裁判の原則が保障され、傍聴の自由がその一内容として包含されており、傍聴人は傍聴を通じて法廷内における一切の訴訟行為をありのまま傍聴することができるのであるから、これによって傍聴人に保障されている裁判についての「知る権利」は憲法上実現されているといふことができる。一方、傍聴人が法廷でメモを採ることは、五感

の作用によって訴訟行為を感得するという傍聴とは本質的に異なる行為であって、傍聴人が法廷で録音することや写真機、ビデオ・カメラ等で撮影することとその性質が類似した行為である。そして、録音や撮影は、いずれも裁判所ないし裁判長の許可を要するのであり、このことから、傍聴人が法廷でメモを採ることは原則として許されないことが明らかである。さらに、メモを採ることと速記をすることとは極めて類似した行為であるが、民事訴訟規則一条は、法廷における速記は裁判長の許可を得なければすることができないと規定しており、刑事訴訟手続においても同様に解されているから、これらの点からすれば、傍聴人が法廷でメモを採ることは、「知る権利」の内容をなすものではなく、その許否は専ら裁判長の裁量にゆだねられており、原則として許されないというべきである。

3

仮に、「知る権利」にメモを採る権利が含まれると解する余地があるとしても、裁判制度の意義・重要性、法廷における審理の特質等にかんがみると、傍聴人が法廷でメモを採ることは原則として許されず、何ら違憲、違法の問題が生じるものではない。

民主主義社会において、法の支配を實現し、これを貫徹する制度としての裁判制度が有する意義とその重要性については改めて述べるまでもないところであり、すべての法律上の権利、利益は適正な裁判を通じて初めて担保され実現されるといっても過言ではない。そして、このように重要な機能を担う裁判とは、社会に生じた様々な具体的争訟事件につき、厳正かつ公正な立場から、客観的事実を認定し、認定した事

実に法規範を適用し、もって事案を適正かつ妥当に解決して正義の実現を図るものである。そして、法廷においては、互いに対立する訴訟当事者が自己の主張の正当性を公開の場で論争し論証するものであるから、このような場を主宰し、最終的に紛争を法的に裁断する立場にある裁判官にとっては、当事者の訴訟活動に全神経を集中し、当該事件の解明に全精力を傾注することが要請されるものである。法廷がこのように緊張関係を有する厳粛な事件審理の場であり、裁判制度の現代社会における重要性にかんがみると、裁判の適正な審理にいささかでも影響を及ぼすおそれのある行為は、それが裁判の重要性を上回る利益を主張し得ない以上、裁判の重要性の前に一步を譲るべきである。

傍聴人が法廷でメモを採ることは、裁判の審理に様々の弊害をもたらすものである。すなわち、まず、傍聴人がメモを採ることによって法廷の緊張を妨げ、訴訟関係人の注意力の集中を阻害し、散漫にすることがあり、また、訴訟当事者にあっては、メモの用途にも思いをめぐらさざるを得ないこととなり、本来の訴訟活動が十分展開できない事態になることがある。

次に、傍聴人が作成したメモは、それが法廷で作成されたという事実自体で格段に強い信用性があるようにみえるため、傍聴人作成のメモが訴訟外で公表されることにより、訴訟関係人に不測の不利益を与え、さらには、傍聴人からメモを採られることがあるという一事により、本来証人適格者であるべき者が法廷への出頭を回避しようとしたり、あるいは訴訟関係人が本来行うべき訴訟行為を差し控えるなど審理にとっ

て極めて憂慮すべき事態も予測されるのである。

さらに、傍聴人がメモを採ることは、その行為自体及びその準備に伴う行為により雑音を発生し易く、これが法廷の雰囲気損ない、緊張感を阻害することとなる。

しかも、裁判官が法廷警察権をいちいち個々の傍聴人に対して行使することにより、このような事態を回避すべきであるとすることは、審理の円滑、効率的な進展を阻害することとなつて事実上極めて困難であるから、原則として事前に傍聴人がメモを採ることを禁止せざるを得ないのである。また、このような弊害は、事柄の性質上、いったん生じた場合にはもはや回復困難なことが多いのである。

以上のとおり、傍聴人が法廷でメモを採ることを制限することは、民主主義社会において極めて高い価値を有する裁判の審理の適正を図る目的に出たものであり、他に審理の適正を確保し実現する適当な代替的規制手段、方法がない以上、傍聴人が法廷でメモを採ることが制限されるのはやむを得ないところといわなければならない。

4 憲法二一条一項は、表現の自由の本質的内容を形成する権利を保障しているのであり、表現の自由と関連性のあるあらゆる権利、利益について一律に憲法上保障しているものではなく、それぞれの権利、利益の性質、内容、重要性等に応じて保障の程度に差異があるのであって、このことは、最高裁判所の判例上確立した考え方である。

上告人が援用する最高裁判所大法廷昭和五八年六月二二日判決の事案は、勾留中の刑事被告人が拘留所長のした新聞記事抹消処分を違法を理由に国家賠償を請求したものであり、

この判決は、新聞紙、図書等の閲読の自由が憲法一九条、二一条、一三条によって保障されていることを明らかにした上で、この自由の制限が許される場合の判断基準についていわゆる相当の蓋然性説を採ることを明らかにしたものである。

これに対し、傍聴人は、法廷内の訴訟行為について五感の作用による傍聴それ自体は何ら制限されることなく許されているのであるから、勾留中の刑事被告人について新聞紙等の閲読が不許可とされる場合とは、およそ制限される権利の性質、制限の程度等を異にするものである。したがって、この判決の判断基準をそのまま本件に適用することは誤りであるといわざるを得ない。

ところで、先に述べた上告人の最高裁判所大法廷決定及び大法廷判決の判断の手法は、権利に対する制限の必要性、合

理性は、制限が必要とされる程度と、制限される権利等の内容、性質等の諸事情の比較衡量によって決定されるとするものである。そこで、仮に、法廷でメモを採る権利が憲法上尊重に値するものであるという見解を採ったとすれば、この判断の手法は本件にも妥当すると考えられるので、更にこの見地から検討すると、適正な裁判の実現は極めて重要なものであることから、訴訟の主事者である裁判官において、適正な裁判の実現が行われる具体的な場である法廷を、すべての訴訟関係人の訴訟活動が一切の不当な影響に妨げられることなく集中して行われ得るように維持運営することは極めて重要なことといわなければならず、この目的を實現する上で必要な限度においては、傍聴人の諸権利に対する制約も当然許容されているものと解すべきである。これに対し、傍聴人は、

原則として何らの制約を受けることなく、一切の訴訟行為を感得し得るという意味において「知る権利」を享受していることは既に述べたとおりである。また、法廷でメモを採ることは、主として訴訟行為の内容の正確な保存を目的とする手段的性格を有し、傍聴それ自体に比較すれば補充的地位にとどまるものであり、しかも、傍聴人は訴訟記録の閲覧や報道機関の報道によってより正確な情報入手し得る地位にある。そして、メモを採る行為には先に述べたとおり審理に及ぼす弊害が伴うものである。

以上のような諸事情を比較衡量すると、傍聴人がメモを採ることを事前に全面的に禁止することが許されると解すべきであり、本件の裁判長の措置は違憲ではないといふべきである。

三 第二点として、国際人権規約B規約一九条二項は、傍聴人が

法廷でメモを採る権利を保障していないことについて述べる。確かに同規約一九条二項にいう「手書き」には、メモを採る行為も含まれると解されるが、同項が保障する表現の自由は、その権利の性質、内容及び範囲等において、憲法二一条一項が保障する表現の自由と何ら異なるところはなく、両者は同一のものについて保障していると解すべきであるから、同項を根拠として、傍聴人は法廷でメモを採る権利があるといふことはできない。

以上のことは、同規約の解釈からも肯認することができる。すなわち、同規約一九条三項は、表現の自由を制約する要件として、制約が法律によって定められることと、「他の者の権利又は信用の尊重」又は「国の安全、公の秩序又は公衆の健康若

しくは道徳の保護」の目的のために必要とされるものに限定して定めている。ところで、本件の措置は、裁判所法七一条二項、刑事訴訟法二八八条二項に基づくものであるから、法律によって定められたものであることは明らかであり、本件の措置は適正な審理の実現を図るためのものであるから、正しく「他の者の権利又は信用の尊重」を目的とするもので、かつ、その目的を達成するために必要な範囲の制限であることは明らかといふべきである。

四 第三点として、憲法八二条は傍聴人が法廷でメモを採る権利を含むものではないことについて述べる。

憲法八二条一項は、「裁判の対審及び判決は、公開法廷でこれを行ふ。」と規定するが、この規定は、過去における密室裁判による弊害の歴史を踏まえ、裁判の対審及び判決を民衆に公開し、公開の下で手続を実施することにより審理の適正を確保すると同時に、これにより司法に対する国民の信頼を確立することを目的とするものである。したがって、ここでいう裁判の公開とは、国民の誰もが法廷へ出廷して裁判を傍聴することができることであり、国家は法廷を不特定かつ相当数の者が自由に傍聴し得る状態にしておかなければならないこと、すなわち傍聴の自由を規定したもので、それ以上の意味を有するものではない。それゆえに、憲法八二条一項が傍聴人がメモを採るこ

とは関係がないことは明らかである。

五 第四点として、本件の措置が憲法一四条に違反しないことについて述べる。

先に述べた最高裁判所大法廷昭和四四年一月二六日決定は、報道機関の報道は、民主主義社会において国民が国政に参与するにつき、重要な判断資料を提供し、国民の知る権利に奉仕するものであるがゆえに、憲法二一条の表現の自由の保障の下にあるとして、その重要性を明らかにした。そして、更にこのよ
うな報道の自由に密接に関連する報道のための取材の自由も憲法二一条の精神に照らして十分尊重に値するものと判示している。このことからすると、報道機関は、国民の知る権利に奉仕するがゆえにその取材の自由も尊重されるものであるから、このような役割を持たない一般国民より強い保障を受けていると
いうことができる。これをメモを採ることについてみると、こ

の行為は報道機関の取材のための手段として不可欠ともいふべき重要なものであるから、メモを採ること自体の保障において報道機関は一般国民より強い保障を受ける立場にあるといふべきである。のみならず、裁判を法廷で現実に傍聴し得る者は、裁判所の施設の物理的制約等の諸々の理由から国民のごく限られた一部にすぎないのであるから、これらの法廷を傍聴できない大多数の国民にとって、裁判を知る機会が報道機関の報道以外にないのである。前述の決定において、報道機関の取材の自由が尊重されるべきものとされるゆえんもこの点に存するものと思料されるのである。したがって、法廷における一般傍聴人と報道機関とは、その果たす役割の相違から、異なった立場にあるといふべきである。

したがって、本件においてメモを採ることを報道機関に限って許すこととした裁判長の措置は、合理的根拠を有することが明らかである。

六 最後に、本件の裁判長の措置は、原則として国家賠償法一条一項の違法の問題を生じないことについて述べる。

最高裁判所昭和五七年三月一二日第二小法廷判決は、裁判官がした争訟の裁判について、国家賠償法一条一項の損害賠償責任が肯定されるためには、当該裁判官が違法又は不当な目的をもって裁判をしたなど、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情があることが必要であると判示している。

本件の措置は、裁判官の法廷警察権に基づくものであって、法廷の秩序維持に関する職務行為であり、かかる職務行為については、裁判官がその付与された権限の趣旨に明らかに背いてこれを行使したものと認め得るような特別の事情が存しない限り、国家賠償法一条一項の違法の問題は生じないと解すべきである。

ある。本件において、裁判長は当該刑事事件の適正、公正な審理を實現するためには傍聴人が法廷でメモを採ることは許すべきでないと判断して本件の措置をしたものであるから、この特別の事情が存しないことは明らかであり、本件の措置は国家賠償法上何ら違法ではないといふべきである。

七 以上、要するに、公開された法廷の場で、静ひつで真しな審理を円滑に行うために、傍聴人がメモを採ることを許すべきかどうか、許すとしてどういう範囲、形態で許すか等の審理の運営については、主宰者である個々の裁判長の合理的な裁量に委ねられているものと解すべきであって、これについて違憲、違法、ひいては国家賠償責任をもって論ずることはできないものと思料する。